

徳島県介護員養成研修免除要領

第1章 総則

1 趣旨

この要領は、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成24年3月28日付け老振発第0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知。以下「通知」という。）において、各都道府県の判断で介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程の全部又は一部を免除できるとされていることについて、その具体的な取扱いを定める。

第2章 介護職員初任者研修課程

2 全科目免除できる者

次の資格保有者又は研修修了者はその養成又は研修課程における履修科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、介護職員初任者研修課程の全科目を免除できるものとする。

- (1) 看護師等（看護師、准看護師及び保健師）
- (2) 実務者研修

3 課程の一部を免除できる者

次の研修課程を修了している者は、当該研修課程における履修科目が介護職員初任者研修課程において履修すべき科目と一部重複すると認められることから、通知の別添2のとおりの科目を読み替え、介護職員初任者研修課程の一部を免除できるものとする。

- (1) 生活援助従事者研修
- (2) 入門的研修（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）
- (3) 認知症介護基礎研修（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するものをいう。以下同じ。）
- (4) 訪問介護に関する三級課程（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第25号）」による改正前の介護保険法施行規則第22条の23に規定するものをいう。以下同じ。）

第3章 生活援助従事者研修課程

4 全科目免除できる者

次の資格保有者又は研修修了者はその養成又は研修課程における履修科目が生活援助従事者研修課程において履修すべき科目を包含すると認められることから、生活援助従事者研修課程の全科目を免除できるものとする。

- (1) 看護師等（看護師、准看護師及び保健師）

- (2) 実務者研修
- (3) 介護職員初任者研修

5 課程の一部を免除できる者

次の研修課程を修了している者は、当該研修課程における履修科目が生活援助従事者研修課程において履修すべき科目と一部重複すると認められることから、通知の別添7のとおり科目を読み替え、生活援助従事者研修課程の一部を免除できるものとする。

- (1) 入門的研修
- (2) 認知症介護基礎研修
- (3) 訪問介護に関する三級課程

附 則

この要領は、平成30年10月1日から施行する。